

広島県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年六月十六日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田豊栄線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町戸島字塚之本二五三二番 二地先から 安芸高田市向原町戸島字地加清三〇三八番 一地先まで		六・二〇〇 ・〇〇	八八二・〇〇		
	八八〇・〇〇 ・〇〇		八八〇・〇〇		拡幅